

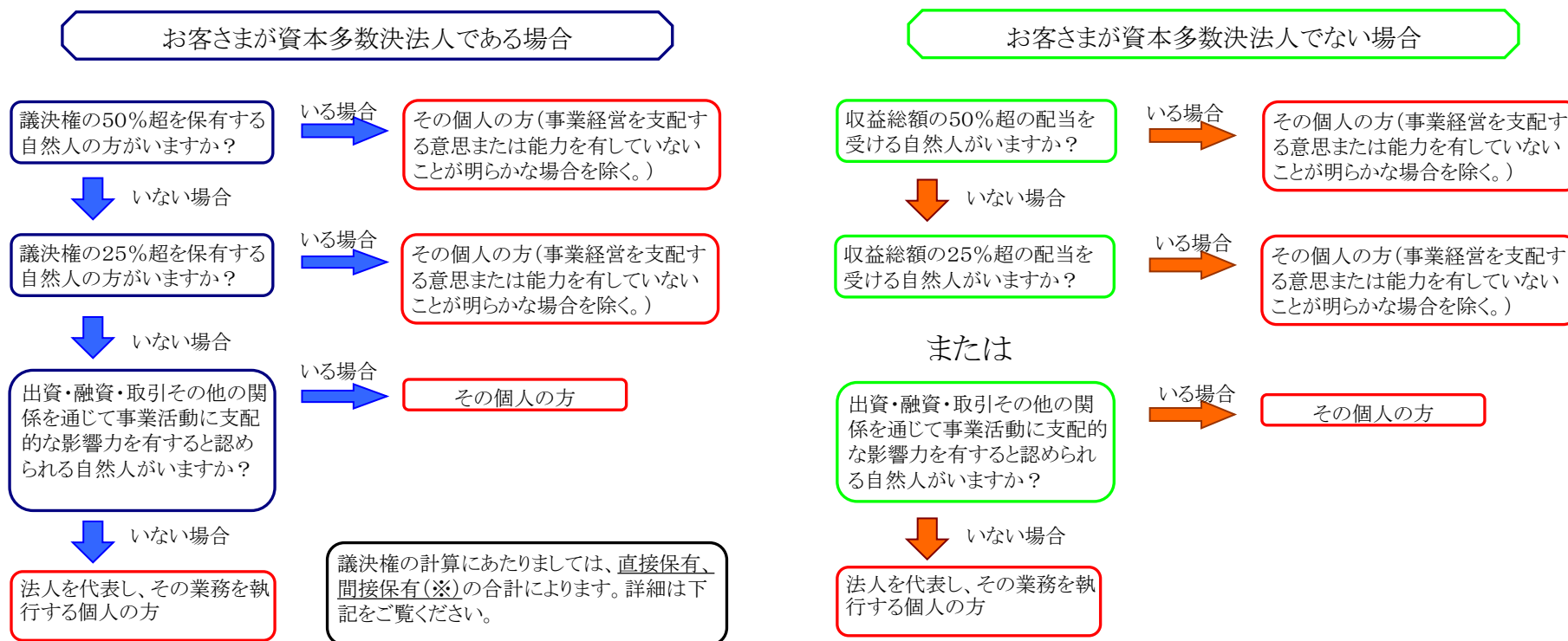
犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴う実質的支配者の確認のお願い（法人のお客さま）

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」とします。）が改正されたことに伴い、平成28年10月1日から法人のお客さまにおける実質的支配者の定義が変更になっております。

法人のお客さまにおかれましては、資本多数決法人である場合（株式会社、有限会社等）は、左の図に従って、資本多数決法人でない場合（一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等）は、右の図に従って実質的支配者をご判断いただき、その方の氏名、住居、生年月日をご申告ください。

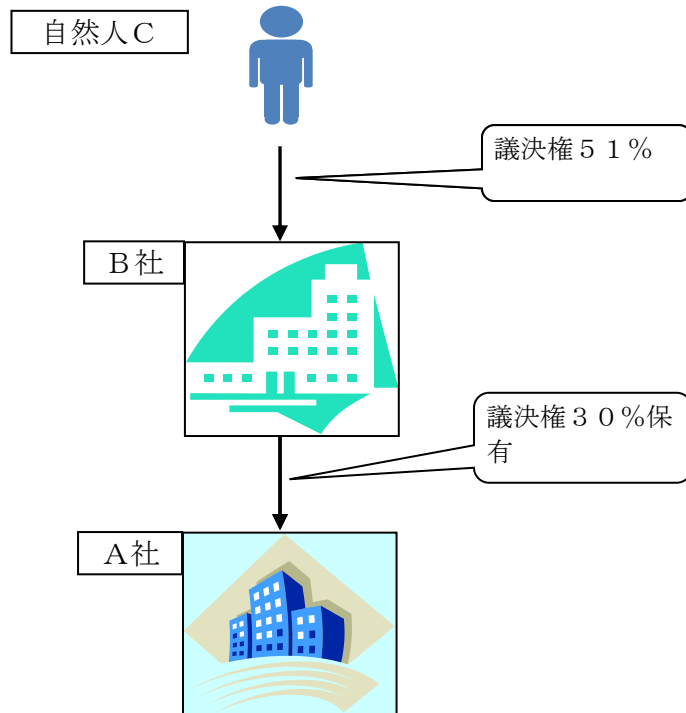
なお、既に当組合でお取引いただいているお客さまにおかれましても、実質的支配者の定義の変更に伴い、改めてご確認をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

お手数おかけして誠に申し訳ございませんが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。



実質的支配者の直接保有・間接保有について

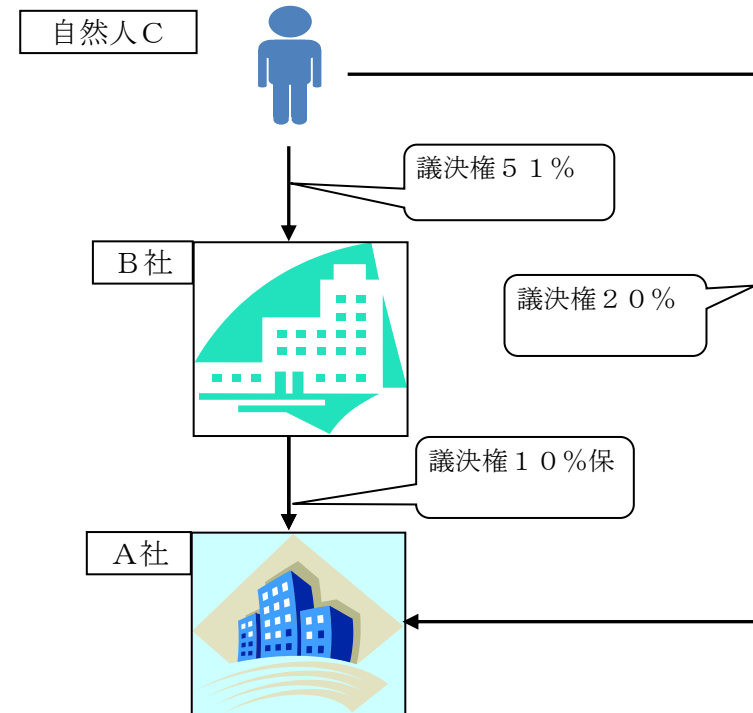
【ケース1】



A社の議決権の30%を保有しているB社、そのB社の議決権の50%超(※)を保有しているCさんは、B社を通じて間接的にA社の議決権を30%保有しており、CさんはA社の実質的支配者となります。

(※) CさんがB社議決権の50%超を保有する場合のみ、間接保有として計算に含めます。したがって、CさんがB社議決権の50%以下しか保有していない場合、CさんはA社の実質的支配者にはあたりません。

【ケース2】



A社の議決権の10%を保有しているB社、そのB社の議決権の50%超(※)を保有しているCさんが、A社の議決権も20%保有している場合は、B社を通じた間接保有10%と、直接保有20%を合算して30%となるため、CさんはA社の実質的支配者となります。

(※) CさんがB社議決権の50%超を保有する場合のみ、間接保有として計算に含めます。したがって、CさんがB社議決権の50%以下しか保有していない場合、CさんのA社に対する議決権保有割合は、直接保有する20%のみと計算され、CさんはA社の実質的支配者にはあたりません。